

令和4年度 第2回 浜松市発達障害者支援地域協議会

日 時：令和5年2月3日（金）午後7時から午後8時45分まで
場 所：浜松市役所 北館1階 101・102会議室

次 第

- 1 開会
- 2 こども家庭部長挨拶
- 3 議事
 - (1) 各課の取組状況について
 - (2) 協議・質疑
- 4 部会報告
- 5 その他
- 6 閉会

令和4年度 第2回 浜松市発達障害者支援地域協議会 座席表

(市役所北館1階 101・102会議室)

出入口

静岡県手をつなぐ育成会
会長
小出 隆司 副委員長

発達医療総合福祉センター
センター長
平野 浩一 委員長

アクティブ代表
浅井 陽子 委員

京丸園株式会社
代表取締役
鈴木 厚志 委員

浜松公共職業安定所
主任就職促進指導官
鈴木 里江子 委員

発達相談支援センター
「ルビロ」所長
内山 敏 委員

一般社団法人 ここみ
代表理事
大村 美智代 委員

聖隷クリスファー大学
社会福祉学部 准教授
大場 義貴 委員

浜松医科大学
特任教授
土屋 賢治 委員

子どものこころの診療所
副所長
岩城 貴美枝 委員

天竜病院
藤田 梓 委員

浜松市根洗学園 施設長
松本 知子 委員

幼児教育・保育課 幼児教育指導担当課長 井川 宜彦	幼児教育保育課長 松下 直樹	子育て支援課長 小山 東男	こども家庭部長 吉積 慶太	こども家庭部次長 兼次世代育成課長 野田 志保	児童相談所長 鈴木 勝
---------------------------------	-------------------	------------------	------------------	-------------------------------	----------------

子育て支援課長補佐 鈴木 麻子	指導課 教育総合支援担当課長 島田 一孝	教育総務課 学校・地域連携担当課長 齋藤 美苗	産業総務課 雇用・労政担当課長 田中 言彦	健康増進課長 平野 由利子	精神保健福祉センター 所長 二宮 貴至	障害保健福祉課 課長補佐 仲井 俊二
--------------------	----------------------------	-------------------------------	-----------------------------	------------------	---------------------------	--------------------------

出入口

子育て支援課 梶山 真理子	子育て支援課 家庭支援グループ長 宮木 典子	発達相談支援セン ター「ルビロ」 鈴木 祐介
------------------	------------------------------	------------------------------

傍聴席

令和4年度

第2回 浜松市発達障害者支援地域協議会
資料

令和5年2月3日(金)

浜 松 市

令和4年度 第2回 浜松市発達障害者支援地域協議会資料

目 次

1	浜松市発達障害者支援地域協議会委員・事務局名簿	1
2	浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱	3
3	各課の取組状況について	
< 1 >	早期発見・早期療育	5
< 2 >	つながりある支援	7
< 3 >	人材育成	10
< 4 >	環境整備	13
< 5 >	就労支援	18
< 6 >	普及・啓発	19
4	令和4年度上半期 浜松市発達障害者に関する統計及び事業実績報告	
(1)	令和4年度上半期 発達相談支援センター「ルピロ」事業実績	21

令和4年度 浜松市発達障害者支援地域協議会 委員名簿

【委員】

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日

	専門分野	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	大場 義貴	聖隷クリストファー大学 社会福祉学部 教授	
2	医療関係	土屋 賢治	浜松医科大学(精神科)特任教授 子どものこころの発達研究センター	
3	医療関係	平野 浩一	浜松市発達医療総合福祉センター センター長	
4	医療関係	岩城 貴美枝	子どものこころの診療所 副所長	
5	医療関係	藤田 梓	天竜病院 (児童精神科)	
6	障害児施設	松本 知子	浜松市根洗学園 施設長	
7	当事者団体等	小出 隆司	静岡県手をつなぐ育成会 会長	
8	当事者団体等	浅井 陽子	アクティブ 代表	
9	障害者雇用関係	鈴木 厚志	京丸園株式会社 代表取締役(障害者雇用主)	
10	障害者雇用関係	鈴木 里江子	浜松公共職業安定所 主任就職促進指導官	
11	教育機関	高橋 定裕	静岡県立天竜特別支援学校 校長	
12	相談支援機関	内山 敏	発達相談支援センター「ルピロ」 所長	
13	子育て支援団体	大村 美智代	一般社団法人 ここみ 代表理事	

令和4年度 浜松市発達障害者支援地域協議会 事務局名簿

【事務局】

	所属等	氏名	備考
1	こども家庭部長	吉積 慶太	
2	こども家庭部次長 兼 次世代育成課長	野田 志保	
3	同 子育て支援課長	小山 東男	
4	同 幼児教育・保育課長	松下 直樹	
5	同 幼児教育・保育課 幼児教育指導担当課長	井川 宜彦	
6	同 児童相談所長	鈴木 勝	
7	健康福祉部 障害保健福祉課長	久保田 尚宏	
8	同 精神保健福祉センター 所長	二宮 貴至	
9	同 健康増進課長	平野 由利子	
10	産業部 産業振興課 雇用・労政担当課長	田中 言彦	
11	学校教育部 教育総務課 学校・地域連携担当課長	齋藤 美苗	
12	同 指導課 教育総合支援担当課長	島田 一孝	

浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を支援する本市における施策を円滑に推進するため、発達障害者支援地域協議会（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、専門的知見からの助言等を行うものとする。

- (1) 発達障害者の支援（施策）の推進体制に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた体制の整備に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、発達障害者の支援に関し必要なこと。

(構成)

第3条 会議は、委員は15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 発達障害者及びその家族
- (2) 学識経験者
- (3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関並びにこれに従事する者
- (4) 前各号が掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 会議は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

3 部会は、必要があると認めるときは、関係者（委員以外の者）の出席を求め、その意見又は説明を聞

くことができるものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、浜松市こども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

各課の取組状況等について

< 1 > 早期発見・早期療育

時期	項目	内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」	
乳幼児期	1	1歳6か月児健康診査の充実	発達障害疑いの児を発見し、必要な相談や支援につなげている。	・発達障害疑い割合 17.9%	・発達障害疑い割合 18.0%	・発達障害疑い割合 21.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・健診時、発達支援広場紹介媒体を活用して対象者へ広場を紹介し、スムーズな利用につなげている。 ・発達障害疑いの児の拾い上げができるための問診項目を導入している。 ・個別健診の4か月・10か月・3歳児健診時に相談窓口の周知等を目的に保護者へ配布するリーフレットを配布している。 	・保健師等に対し発達障害に関する研修を実施し、資質の向上を図る。
	2	健康増進課 エジンバラ産後うつ病質問票の実施	産後うつ病予防や新生児への虐待予防等を図るために実施する産婦健康診査や産後4か月までに実施する「こんにちは赤ちゃん訪問」にて、エジンバラ産後うつ病質問票を実施し、質問票の得点や聴取内容から、産後早期に養育支援が必要なケースを把握し、継続的支援を開始する。	（こんにちは赤ちゃん訪問） ・実施件数 5,703件 ・継続支援者割合 19.2% （産婦健康診査） ・実施人数（実）5,492人 ・継続支援者割合 ①産後2週間 11.5% ②産後1か月 4.8%	（こんにちは赤ちゃん訪問） ・実施件数 5,449件 ・継続支援者割合 20.3% （産婦健康診査） ・実施人数（実）5,360人 ・継続支援者割合 ①産後2週間 11.0% ②産後1か月 4.8%	（こんにちは赤ちゃん訪問） ・実施件数 5,174件 ・継続支援者割合 21.0% （産婦健康診査） ・実施人数（実）5,139人 ・継続支援者割合 ①産後2週間 12.4% ②産後1か月 6.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・質問票や支援フロー図等を使用し、養育支援の必要なケースの早期把握及び継続支援を実施している。 	・今後も、エジンバラ産後うつ病質問票を活用し、医療機関と連携を図りながらケースの早期把握及び早期支援に努める。
	3	養育支援訪問員の活用	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、助産師や保育士等の養育支援訪問員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	・訪問件数（実）44件 ・訪問回数（延）502回	・訪問件数（実）74件 ・訪問回数（延）980回	・訪問件数（実）80件 ・訪問回数（延）812回	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援が必要な家庭に対して、早期から介入することで養育環境の改善、養育者の育児不安の解消及び養育技術の提供の充実を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者への効果的な訪問指導のために、養育支援訪問員に対する研修の充実、養育支援訪問員と庁内担当機関とのさらなる連携強化をはかる。 ・本事業の利用状況等を分析し、効果的な支援について検討する。
	4	発達支援広場（たんぽぽ広場）の充実	1歳6か月健康診査等で言葉の遅れや対人関係の障害など発達障害の疑われる幼児とその保護者を対象に、遊びや面接等を通し、幼児にとって適切な働きかけができるよう支援する。	・利用児数（実）661名 （延）7,622名	・利用児数（実）575名 （延）5,147名	・利用児数（実）567名 （延）6,612名	<ul style="list-style-type: none"> ・参加上限人数の見直し他、感染対策を徹底し実施している。 ・スタッフの相談スキル向上のため、事例検討・意見交換の研修を実施する予定。 	・保護者支援について各会場で同様の支援が受けられるよう、学びの部分を見直し、充実させていく。

< 1 > 早期発見・早期療育

時期	項目	内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」
乳幼児期	5 子育て支援 ひろばの充実 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦や概ね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、子育てに関する支援を受けられる場を提供する。 ・加算事業発達支援Aでは来場した親子が気軽に相談できる体制を整備し、発達支援Bでは発達プログラム等により発達障がいに関する親の悩みや不安に寄り添い、困り感を軽減する支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児数(実)13,484名 (延)99,348名 ・プログラムB利用児数(実)79名 (延)1,429名 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児数(実)9,027名 (延)69,127名 ・プログラムB利用児数(実)64名 (延)1,316名 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児数(実)9,752名 (延)77,647名 ・プログラムB利用児数(実)77名 (延)1,238名 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援Aでは、発達障がいに関する専門知識を有する者(心理士等)を、必ず月1回以上配置。 ・スタッフの連絡会で発達の研修を併せて実施した。 ・発達支援広場(たんぼぼ広場)の見学やルピロによる訪問支援指導を通じ、親子に対し丁寧に適切なかわりができるようスタッフの質の向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な親子に切れ目のない支援となるように、他機関との連携に努める。 ・引き続き、研修等を通じ、スタッフの質の向上に努める。 ・親子に関わる機関(小児科、産婦人科等)に子育て支援ひろばの周知をしていく
	6 かかりつけ 医の協力	<p>かかりつけ医が、乳幼児の健康診査や診察時等において、発達障害の早期発見をし、早期支援につながるよう推進する。</p>	<p>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数2回 ・参加人数71人 	<p>集合しての研修の形では実施せず(オンラインセミナーとしてR2.9月から半年間公開)</p>	<p>集合しての研修の形では実施せず(オンラインセミナーとしてR4.3月から10月まで公開)</p>	<p>令和4年度国立精神・神経医療研究センターの研修を講師に受講していただいた。伝達講習の実施方法について検討中。</p>	<p>本研修の受講が、地域のかかりつけ医の先生方による発達障害者の診療につながるよう、研修の内容・方法を検討する。</p>

各課の取組状況等について

< 2 > つながりある支援

時期	項目		内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」	
乳幼児期	1	子育て支援課	はますくファイルの活用	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・使いやすいサイズ、記録媒体に特化した内容にリニューアルしたノートの交付を始めた。 ・「はますくノート」と子育て情報サイトについて、関係事業、幼稚園保育園こども園等での活用方法について具体的に説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきつづき、保護者及び親子に関わる関係機関（小児科・産婦人科等医療機関）へ活用方法の周知に努める。 	
			発達支援広場（たんぼ広場）での活用	発達支援広場での相談等を「はますくファイル」に記録し、児の発育発達について理解を深める。	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に広場や自宅、外出先での児の様子や保護者の思いなどを記録してもらい、支援者と情報共有したり、児へのかかわり方を共に考えたりできるようにした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援広場での支援情報等を「はますくファイル」に綴り、次の支援機関でのより有効的な支援につながるよう、活用方法の提案をし、活用の促進を図る。
	3	健康増進課	母子保健事業での活用	母子保健事業において、「はますくファイル」への記入や活用を促し、乳幼児期から児の発育発達について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・はますくファイル交付人数（母子健康手帳交付数） 5,870人 	<ul style="list-style-type: none"> ・はますくファイル交付人数（母子健康手帳交付数） 5,566人 	<ul style="list-style-type: none"> ・はますくファイル交付人数（母子健康手帳交付数） 5,328人 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時に、全妊婦に対して、はますくノート内の「はますくプラン」等活用し、妊娠期からの情報提供に努めている。 ・はじめてのパパマレックス、こんにちは赤ちゃん訪問、1歳6か月児健診、3歳児健診（集団）、1歳6か月児健診事後相談、心理相談、ことばの相談、発達相談にて活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も母子保健事業での活用を継続する。
			4	子育て支援課	はますくQ&A	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧数（延）428,042件 ・設問数 226問 	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧数（延）203,256件 ・設問数 267問 	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧数（延）229,207件 ・設問数 300問 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てポータルサイトのLINE登録者に対し月齢、年齢に合わせたQ&Aをプッシュ通知で配信を始めた。 ・発達支援広場の保護者の学びのための媒体としてはますくQ&Aを活用し、育児相談に加え発達関係の助言が得られることを周知している。
学齢期	5	指導課	個別の教育支援計画・指導計画の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・作成率（通常学級） 93% 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成率（通常学級） 95% 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成率（通常学級） 95% 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導課計画訪問を全小中学校において実施し、指導主事が両計画の活用について指導した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に特別な支援が必要な児童生徒全員分の個別の教育支援計画・指導計画の提出を求める。 	

< 2 > つながりある支援

時期	項目	内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」	
学 齢 期	6	就学教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 適切な就学先の検討と判断 保護者、本人の意向の尊重、就学先の合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> 就学教育相談児数（実） 年長 757名 児童 709名 	<ul style="list-style-type: none"> 就学教育相談児数（実） 年長 713名 児童 679名 	<ul style="list-style-type: none"> 就学教育相談児数（実） 年長 786名 児童 708名 	<ul style="list-style-type: none"> 就学ガイダンスのやり方を対面だけでなく、オンラインでも行った。 就学相談を行う学校を1校増やした。 	<ul style="list-style-type: none"> 来年度は就学相談の時期を早めて、就学までの教育相談の内容を充実させていく。 引き続き、相談員が園訪問の際、就学基準を説明したり、指導主事が園長研修会で説明したりして効果的な就学教育相談につなげる。
	7	移行期の連携	<ul style="list-style-type: none"> 幼保小、小中の引継ぎ 移行期の連携のシステムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 「サポートかけはしシート」引継ぎ実績 66校205人 	<ul style="list-style-type: none"> 「サポートかけはしシート」引継ぎ実績 77校237人 ※障害保健福祉課所管 	<ul style="list-style-type: none"> 「サポートかけはしシート」引継ぎ実績 77校 237人 ※障害保健福祉課所管 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援事業所を利用している幼児について、事業所と学校が「サポートかけはしシート」で連携を図った。 「サポートかけはしシート」を利用して、「個別の教育支援計画」を作成する学校が増えてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校に「サポートかけはしシート」引継ぎ実態アンケートを実施した。効果的な引継ぎの時期や方法を事業所の研修会で紹介する。 ※障害保健福祉課所管 放課後等デイサービスとの連携については、目的や具体例を各校に示し、充実を図る。
	8	小1 プロブレム	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援学級が適当と判断され、通常学級に就学した児童の学級での実態調査をする。 調査をもとに小1プロブレムの課題を整理する。また、対策を検討する。 困難事例は指導主事が学校を巡回相談する。 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談、指導 15回 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談、指導 22回 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談、指導 32回 	<ul style="list-style-type: none"> 入学後、不適応状態になっている1年生について、発達支援グループ指導主事や特別支援学校教員、巡回指導員（作業療法士、言語聴覚士）が巡回相談・指導を実施した。 読みの困難さを改善することができる多層指導モデルMIMの導入を継続している（通級指導教室のある小学校13校）。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児期の早期就学支援を充実していく。 幼保の園長、コーディネーター研修で就学支援体制、現状と課題等について説明する。 多層指導モデルMIMの効果検証を進める。
	9	インクルーシブ教育システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システムの構築のための体制づくり 多様な学びの場の設置、充実 合理的配慮、基礎的環境整備の充実 教職員の専門性向上 	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援学級新設校 13学級（知的6, 自・情6, 肢体1） LD等通級指導教室 新設校 1教室 	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援学級新設校 12学級（知的4, 自・情8） LD等通級指導教室 新設校 0教室 	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援学級新設校 12学級（知的 8, 自・情4） LD等通級指導教室 新設校 0教室 	<ul style="list-style-type: none"> 校長、発達支援学級担任、発達支援教育コーディネーター等を対象にした研修会の中で、就学教育相談の方法、交流及び共同学習の在り方、支援が必要な生徒の進路指導等の周知を図った。 令和4年度発達支援学級新設校10学級（知的6、自・情4） LD等通級指導教室 新設校 1教室 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の調査を実施し、状況に応じてスクールヘルパーを配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 就学先の決定において保護者との合意形成が困難な事例は、教育委員会事務局が学校とともに対応する。 令和5年度発達支援学級新設校8学級（知的1、自・情7） 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の調査を実施し、スクールヘルパーを配置していく。
青年・成人期	10	児童相談所 施設卒業後の支援	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な年長の施設退所児を適切に支援に結び付けるとともに、必要なケースは継続して支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規入所等ケース（実）2人 継続支援ケース（実）4人 	<ul style="list-style-type: none"> 新規入所等ケース（実）2人 継続支援ケース（実）1人 	<ul style="list-style-type: none"> 新規入所等ケース（実）1人 継続支援ケース（実）1人 	<ul style="list-style-type: none"> 高校中退後、児童養護施設を退所した児童について、自立援助ホームやグループホームへの入所につなげたが、適応困難となったため、医療等関係機関と連携し入所先の再調整等、支援を継続している。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭引取りが困難な児童が高校生年齢で施設を退所せざるを得なくなった場合、限られた社会資源で児童が適応できるとは限らず、支援が困難な状況。関係機関とのケース会議や児童や保護者の意見聴取等を重ね、支援を検討している。

< 2 > つながりある支援

時期	項目		内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」
青年・ 成人期	11	子育て 支援課	施設卒業後 の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援退所前児童（実）3人 ・退所児童（実）21人 ・集団支援退所前児童（延）79人 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援退所前児童（実）4人 ・退所児童（実）34人 ・集団支援退所前児童（延）21人 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援退所前児童（実）0人 ・退所児童（実）22人 ・集団支援退所前児童（延）24人 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立援助ホームの入所児童数が増え、退所児童等の支援を行っている。 ・退所児童等アフターケア事業にて継続して専門職員を配置し、就職後の不調・不適應の相談体制を設けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じて他の支援機関（福祉、医療等）と連携した支援が必要となる。 ・退所前児童に対して施設訪問により支援の機会を増やす等の支援強化に取り組んでいく。

各課の取組状況等について

< 3 > 人材育成

時期	項目	内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」	
乳幼児期	1	園長研修	<ul style="list-style-type: none"> 回数 1回 人数 190人 	<ul style="list-style-type: none"> 回数 1回 人数 206人 (オンライン研修) 	<ul style="list-style-type: none"> 回数 1回 人数 218人 (オンライン研修) 	<ul style="list-style-type: none"> 6月に実施し、私立園や認可外保育施設も含め、多数の参加があった。(272人:オンライン) アンケート結果(回答率84.9%)では、98.2%の園が「大変参考になった」と回答。「保護者の立場や気持ちを理解し、協働的支援関係を構築していきたい。」等の感想が寄せられた。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートを基にニーズに応じた内容や講師を検討する。 施設種別に関係なく、管理職等のリーダーシップの下、発達障害の理解、発達支援教育・保育を充実させていく。 	
	2	幼児教育・保育課 職員研修	<p>特別な配慮を必要とする幼児の理解や支援の在り方及び保護者への支援の在り方、並びに関係機関との連携について学び、園の中核的な役割を果たすための資質向上を図る。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 回数 1回 人数 202人 (オンライン研修) 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートを基にニーズに応じた内容や講師を検討する。 施設種別に関係なく、中堅職員が中心となって園内支援体制を構築し、発達支援教育・保育を充実させていく。 	
	3	基幹的職員研修	<p>2年間のプログラムで基幹的役割を担う職員を育成する。1年目は講義と発達支援広場等の実習、2年目はペアレントプログラムの実技を実施し、一人一人の子供や保護者に適した支援の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 4回 参加人数 20人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 6回 参加人数 19人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 3回 参加人数 69人 ※延べ人数 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹的職員5期生20人の育成研修として、講義2回と「発達支援の部屋」「たんぼ広場」での見学実習を各1回ずつ実施した。 アンケートの「子供の困り感の背景を把握するよう努めたい。」「発達検査結果をアセスメントに生かしていきたい。」等の回答から成果を捉えることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修受講者が基幹的職員として各園において経験を積み、園内で一体となり、子供と保護者への支援を充実させることを目指す。 次代の基幹的職員の育成を目指し、計画的に研修を実施していく。
	4	指導課・教育センター 発達支援教育コーディネーター研修(幼稚園)	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援教育コーディネーターとして必要な知識や方法を学ぶ。 KIDSやSDQ等の検査を活用し、個別の教育支援計画を作成できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 4回 参加人数 113人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 3回 参加人数 99人 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 3回 参加人数 87人 	<ul style="list-style-type: none"> KIDSやSDQの検査を活用した個別の教育支援計画が作成できるようになった。 発達支援を学ぶにあたり、ベースとなる個別支援の考え方を身に付けていくことをねらいとしている。個別支援計画について講師から指導いただき、園全体の学びが深まった。 	<ul style="list-style-type: none"> 来年度も引き続き、アセスメントの方法を学び、個別の教育支援計画が作成できるようにする。 また、本研修については、学びを深めたい教員については、新規でなくても受講できることを周知していく。

< 3 > 人材育成

時期	項目	内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」	
学 齢 期	5	発達支援教育リーダー研修(令和3年度までは第1期で育成した発達支援教育リーダーのフォローアップ研修を実施)	地区の発達支援教育の中心となって活動するためにTEACCH、ABAをはじめとする様々な技法についての具体的な応用の仕方や多様な困難事例への対処法について講義や演習を通して学ぶ。	・実施回数 1回 ・参加人数 62人 ※発達支援教育リーダーフォローアップ研修	・実施回数 1回 ・参加人数 79人 ※発達支援教育リーダーフォローアップ研修	・実施回数 1回 ・参加人数 63人 ※発達支援教育リーダーフォローアップ研修	・「第1期発達支援教育リーダー研修を令和3年度で終了し、 <u>新たな発達支援教育リーダーを育てるための「第2期発達支援教育リーダー研修」(2回)を実施した。</u>	・令和4年度から開始した新たな発達支援教育リーダーを育てるための「第2期発達支援教育リーダー研修」を実施する。
	6	発達支援教育コーディネーター研修（小・中学校） 指導課・教育センター	発達支援教育コーディネーターの役割や校内における発達支援教育研修の推進に必要な知識・手法について講義や演習を通して学ぶ。	・実施回数 2回 ・参加人数 182人	・実施回数 2回 ・参加人数 154人	・実施回数 2回 ・参加人数 181人	・学校体制として発達支援教育を推進していく重要性について促すことができた。 (新規1回、全校悉皆1回)	・新規対象の研修では、今後も、発達障害と虐待、専門機関との連携について研修を実施する。 ・全校悉皆の研修では、インクルーシブ教育システムについての研修を行う。
	7	発達支援学級の指導充実	発達支援学級担当教員として必要な知識・技能を習得するとともに、発達支援が必要な子供への接し方や対処の仕方等を実践的に学ぶ。	—	—	発達支援学級モデル校 小学校1校	・発達支援教育の研修を通して、発達支援学級担任として必要な基本的な理論と技能を身に付けることができた。 ・発達支援教育担当指導主事が学校を訪問し、発達支援学級の授業改善のための研修を実施した。 ・令和4年度はモデル校を小学校2校、中学校1校に増やし、専門家と共に、発達支援学級のスタンダードモデルについて研修した。モデル校の実践から環境設定に関わるガイドラインとチェックリスト、その活用についての動画を作成し、全教員が活用できるようにした。	・ <u>発達支援学級モデル校を小学校1校、中学校1校新たに選定し、3校で研修をする。モデル校の実践から学級経営に役立つ動画を作成し、職員がいつでも見ることができるように進める。</u>
	8	スクールカウンセラー研修 指導課	発達障害に対応する心理臨床業務の向上	・実施回数 2回 ・参加人数 395人	・実施回数 1回 ・参加人数 199人	・実施回数 1回 ・参加人数 198人	・実施回数2回 (コロナの影響で1回はオンデマンド研修) ・参加人数396人 ・浜松市の不登校の現状と支援体制について学ぶことができた。支援体制の中にピアサポートやコグトレについて目的や方法を聞くことができた。	・SCが学校の教員と情報共有するカンファレンスの時間を確保する。 ・SCの資質向上のための研修会のさらなる充実。 ・SCの職務内容を明示し、その内容を共有することで、SC事業が学校教育に有用に貢献できるようにする。

< 3 > 人材育成

時期	項目		内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」
学 齡 期	9	指導課 スクール ソーシャル ワーカーの 活用	家庭支援や関係機関 等との連携による指 導体制の強化	・派遣学校 数 130校 ・継続支援 児童生徒の 抱える問題 件数 2,751件	・派遣学校 数 139校 ・継続支援 児童生徒の 抱える問題 件数 3,193件	・派遣学校 数 143校 ・継続支援 児童生徒の 抱える問題 件数 4,144件	・過去3年間において派遣学校数、継続支援児童生徒の抱える問題件数は増加している。 ・令和3年度は16人体制（15人及び緊急支援1人）、令和4年度は17人体制（16人及び緊急支援1人）となり、増員することができた。	・発達障害と複合した課題を抱えた児童生徒や養育困難を訴える保護者に対し、多様な支援方法を用いて問題の早期発見、早期解決を図るため、専門性を有するスクールソーシャルワーカーを配置・派遣していく。
	10	教育総務課 放課後児童 会支援員等 研修	・放課後児童会支援員等に対して、発達障害に関する研修会を実施する。 ・講話及び事例検討。	・実施回数 2回 ・参加人数 (実)90人 (延)97人	・実施回数 3回 ・参加人数 (実)36人 (延)36人	・実施回数 1回 ・参加人数 (実) 684 人 (延)1,326 人 (動画視聴)	・昨年度に引き続き、発達支援に関する研修DVDを作成・配付し、各児童会にて視聴する形式での研修を行った。 ・昨年度の研修アンケート結果を踏まえ、児童会から要望の多かった点に対応する内容とした。 ・視聴形式の研修にしたことにより、多くの支援員等が研修を受けることができたため、基礎知識の全体的な底上げができた。	・過去に制作したDVDを含め、何度も見返すことにより、放課後児童支援員等の知識の定着を図る。 ・研修を受けていない支援員等に対しては、DVDの視聴を促し、発達支援の基礎知識の習得を目指し、放課後児童支援員の全体的な資質向上を図る。
青年・ 成人期	11	障害保健福祉課 精神発達障 害者就労 フォロー アップ事業	利用者の障害特性に応じた効果的な支援方法について専門家がそれぞれの立場から助言を行い就労移行支援事業所等の支援技術の向上を図る。	・実地確認 5事業所 ・実地事例 検討 1事業所 ・スキル アップ研修 等 0回開催	・実地確認 5事業所 ・実地事例 検討 1事業所 ・スキル アップ研修 等 1回開催	・実地確認 3事業所 ・実地事例 検討 2事業所 ・スキル アップ研修 等 0回開催	・希望事業所に対し実地事例検討を実施予定。 ・精神・発達障害者就労支援研修会を開催した（参加者：17事業所21名）。新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、オンライン開催とした。	・研修会を実施し、支援者のスキルアップを図る。 ・希望事業所に対して実地事例検討会を開催し、支援現場により即した個別支援に係る支援技術の向上を図る。
共 通	12	児童相談所 児童養護施 設職員への 研修	経験の浅い施設職員に、ペアレントトレーニングを実施し、発達障害への理解を深め、対応力の向上を図る。	・実施回数 (延) 18回 ・参加人数 (実) 8人 (延) 64人	・実施回数 (延) 9回 ・参加人数 (実) 4人 (延) 34人	・実施回数 (延) 14回 ・参加人数 (実) 8人 (延) 42人	清明寮、わかう、すみれ寮それぞれで実施し、発達障害等、関りの難しい児童への対応スキルの向上を図っている。	来年度以降も各施設と調整をはかり、新型コロナウイルス感染症等の状況に合わせた形で実施していく。

各課の取組状況等について

< 4 > 環境整備

時期	項目	内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」	
乳幼児期	1	療育の場の 拡充	療育の観点から集団療育や個別療育を行う必要がある未就学児の通所福祉サービスである児童発達支援事業所数及び定員数の拡充と療育の質の向上	・事業所数 34か所 ・利用定員 523名	・事業所数 38か所 ・利用定員 560名	・事業所数 43か所 ・利用定員 411名	・事業所等連絡会をオンラインにて4回開催。サポートかけはしシート等、児童発達支援に関する課題等の共有や意見交換を行っている。また、発達に関する研修や事例検討を行うことで、療育の質の向上に努めている。今年度計6回開催予定。	・事業所等連絡会の開催方法を変更し、各事業所が課題に対し主体的に取り組む体制とするため、事業所等連絡会を事業所主催とするよう調整を行っている。
	2	障害 保健 福祉 課 保育所等 巡回支援 (園支援)	発達障害等に関する知識を有する専門員が集まる保育所等の施設を巡回し、施設等の職員や発達に課題のある子どもの保護者に対し、早期発見・早期対応のための助言等支援を行う。	・実施園 (実) 148園 (延) 376回 ・放課後児童会 (実) 4か所 (延) 6回 ・事業周知 200園 ・事例検討会一般園参加者 81名	・実施園 (実) 153園 (延) 398回 ・放課後児童会 (実) 4か所 (延) 6回 ・事業周知 275園 ・事例検討会一般園参加者 30名	・実施園 (実) 161園 (延) 458回 ・放課後児童会 (実) 4か所 (延) 5回 ・事業周知 47園 ・事例検討会一般園参加者 27名	・医師や臨床心理士をアドバイザーに迎え、事業所主催で事例検討会を3回実施し、支援の質の向上に努めている。今年度計4回開催予定。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況に合わせ、オンラインでの開催も行っている。 ・事例検討会へは一般園も参加可能であり、知識や技術の普及に繋げている。	・事例検討会では、専門員だけでなく、事例に関わる園や保健師等にも参加を促すと共に、区健康づくり課や一般園から参加者を募り、知識や技術の普及に繋げている。 ・本事業の未利用園等への対応や地域の支援体制整備の状況を精査し、園支援の方法等について検討を進めている。
	3	市立幼稚園 「発達支援 の部屋」	市立幼稚園において、個別の支援を必要とする子供の成長や発達を促すことを目的に「発達支援の部屋」を設置。保護者の理解を得て個のニーズに応じた支援を行う。	・実施園 6園 ・登録児数 116人	・実施園 6園 ・登録児数 109人	・実施園 6園 ・登録児数 107人	・「発達支援の部屋」設置園6園の登録児数は106人。(12/1時点) ・保護者アンケートにおいて「子供の成長を感じた。」という回答が多数あった。 ・運営支援を実施する当該園に他の5園が参加する研修のほか、園長や担当者の情報交換会を実施している。	・設置園6園全体の質の向上を図るため、各園のニーズに応じた運営支援が必要である。 ・「発達支援の部屋」の運営方法について、設置園全体で情報共有を図りながら研究をしていく。
	4	幼児教育・ 保育課 市立保育所 「個別保 育」	市立保育所全園において実施。集団生活に困り感のある子供に対し、安心して過ごせる環境を工夫して支援を行う。成功体験を積み重ねることで、集団生活を送るための適応能力が身に付くようにし、子供の健やかな成長を促す。	・実施園 20園	・実施園 20園	・実施園 20園	・全園で「個別保育」を実施している。 ・基幹的職員が中心となり、全職員で子供の困り感を共通理解し、個に応じた支援を実践している。 ・「個別保育」研修会を2月に実施予定。	・基幹的職員が中心となり、支援の必要な子供に対するアセスメント力の向上を目指すとともに、「個別保育」実践発表の時期や方法を工夫し、全職員の質の向上を図る。 ・経験の浅い職員及び次代の基幹的職員の育成を図る。

< 4 > 環境整備

時期	項目		内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」
学 齢 期	5	幼児教育・保育課 私立幼稚園・保育所等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <私立幼稚園> <ul style="list-style-type: none"> ・教育振興事業費補助金にて、障害のある子供の受け入れ園へ、1園450千円の補助金交付 <私立保育所等> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児認定を受けた子供の受け入れ園へ、受け入れ人数に応じ、補助金交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付園数(私立幼) 8園 ・交付園数(私立保等) 96園 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付園数(私立幼) 6園 ・交付園数(私立保等) 99園 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付園数(私立幼) 6園 ・交付園数(私立保等) 106園 	(私立幼) 申請園5園について、交付の手続きを進めている。 (私立保等) 年4回認定を実施し、補助金の交付をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も障害児の受け入れ体制を整えることができるよう、補助金交付を継続実施する。
	6	教育総務課 放課後児童会 発達障がい児の受入	発達障害をもつ児童が1人以上在籍する放課後児童会に対し、支援員を追加配置するため、負担金・委託料の加算等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・受入児数 290人 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入児数 245人 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入児数 222人 	<ul style="list-style-type: none"> ・入会申込時の実態把握及び負担金・委託料の加算等により支援員等を加配した。 ・県や市の巡回支援事業を利用し、希望する児童会へ専門家(心理士等)を派遣した。(6児童会・各児童会1~2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍児童の個々の障害特性に可能な範囲で対応できるよう、各専門機関と連携して受入体制の整備に努める。
	7	教育総合支援センター 発達支援教室(発達支援教育支援員の配置)	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援教室の配置 ・発達支援教室の活用状況の把握と指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数(小学校) 826人 ・利用者数(中学校) 413人 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数(小学校) 965人 ・利用者数(中学校) 413人 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数(小学校) 1,042人 ・利用者数(中学校) 348人 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、小学校3教室、中学校2教室増設(小学校70校、中学校37校に配置) ・発達支援教育指導員対象の研修会を実施し、専門性の向上を図った。 ・1学期に令和5年度設置に向けての状況調査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期に各学校の状況調査を行う。 ・令和5年度は、小学校5校に増設。(小学校75校、中学校37校に配置) ・発達支援教育コーディネーターに発達支援教室の活用について研修を行う。 ・発達支援教室の活用の実態を把握し、効果的な活用について指導していく必要がある。
	8	L D等通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・L D等通級指導教室の入退級審査会の実施 ・担当者研修会の実施 ・通級指導教室説明会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校7校13教室(複数配置6)通級児童数260人 ・中学校3校5教室(複数配置2)通級生徒数76人 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校7校13教室(複数配置6)通級児童数208人 ・中学校3校5教室(複数配置2)通級生徒数64人 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校7校13教室(複数配置6)通級児童数 263人 ・中学校 3校5教室(複数配置2)通級生徒数 88人 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、対象児童数の増加により、小学校のLD等通級指導教室を1教室増設 ・入退級審査会後に研修会を実施 ・神久呂小LD等通級指導教室の隣接2校において、教室不足解消のためのサテライト方式を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの把握をし、計画的な増設を検討していく。 ・専門性の高い指導者の養成を進めていくために研修会を充実させていく。 ・通級の専門性を通常学級や発達支援学級担任と伝達・共有できる場を検討する。

< 4 > 環境整備

時期	項目		内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」
	9	障害保健福祉課 発達支援学級在籍児の放課後サービスの充実	発達支援学級等に在籍する児童に対し、福祉サービスによる放課後の支援を行う。学校との連携を図り、支援の充実を図る。	・事業所実地指導 44事業所	・事業所実地指導 9事業所	・事業所実地指導 10事業所	・質の高い療育の実施のため「放課後等デイサービスガイドライン」等に基づく学校等の連携について実地指導において指導した。 28事業所	・「放課後等デイサービスガイドライン」等に基づく学校等の連携について実地指導等の際に指導する。
学 齢 期	10	指導課	通信制高校・サポート校の現状把握	・進学状況(知的) 20% (自閉,情緒) 45%	・進学状況(知的) 27% (自閉,情緒) 54%	・進学状況(知的) 29% (自閉,情緒) 38%	・発達支援学級担任のための進路指導Q&Aを改訂し、中学校での進路指導の充実を図った。また、家庭で進路を考える上での資料として活用してもらうために、教育委員会が作成した進路の手引きを配布した。	・通信制高校・サポート校卒業後の様子や就労状況などについて把握し、進路指導Q&Aと進路指導の手引きを活用して進路指導の充実を図っていく。
		精神保健福祉センター		「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に対応する合同相談会」(合同相談会)に相談ブース設置。 相談7組 (内1組がその後来所相談につながる)	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に対応する合同相談会」(合同相談会)に相談ブース設置。 相談3組	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に対応する合同相談会」(合同相談会)は、新型コロナウイルス感染防止のため開催中止。	・R4年度合同相談会にひきこもり地域支援センターのブースを設けて相談に対応した。通信制高校やサポート校の状況について情報収集することができた。	・通信制高校やサポート校以外にも民間の不登校支援機関などとも連携を図れるよう、ネットワーク会議などを利用して情報共有を図っていく必要がある。
		次世代育成課(青少年育成センター)		・合同相談会でブース設置を行った通信制高校、サポート校数8校(同ブースへの相談件数83件)	・合同相談会でブース設置を行った通信制高校、サポート校数9校(同ブースへの相談件数64件)	・新型コロナウイルス感染防止のため中止。	・合同相談会でブース設置を行った通信制高校、サポート校数10校(同ブースへの相談件数91件)	・引き続き県教委と連携し、合同相談会への参加を呼びかけ、通信制高校との関係構築を図って現状把握に努める。 ・会場案内図に各機関の紹介を加える等、来場者が相談しやすい環境づくりを図っていく。

< 4 > 環境整備

時期	項目	内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」
青年・成人期	11 障害保健福祉課 余暇支援 (居場所づくり)	在宅の障害のある方を地域で支援できる居場所として、地域活動支援センターがあり、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の場とする。	・事業所数 7か所 ・利用者数 (延) 20,186人	・事業所数 6か所 ・利用者数 (延) 12,756人	・事業所数 6か所 ・利用者数 (延) 14,165人	・在宅の障害のある方に対し、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の場を提供している。	・今後も、在宅の障害のある方に対し、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の場を提供していく。 ・新規 I 型事業所の設置に向け取り組んでいく。
	12 次世代育成課 (青少年育成センター) 若者相談支援窓口 「わかば」	社会生活を円滑に営む上で困難を有する概ね15歳から40歳未満までの若者とその家族の相談を受け、必要に応じて専門的な支援機関等を案内する。	・相談件数 (延)510件 ※うちSNS 相談201件	・相談件数 (延)1,187件 ※うちSNS 相談904件	・相談件数 (延)1,399件 ※うちSNS 相談1,127件	・相談件数(11月末現在) (延)1,117件 ※うちSNS相談900件 ・R4年度SNS相談実施期間 8/1～3/30(月・木) 8/19～9/20は相談強化期間として日・祝を除く連日受付	・広報を継続し、支援を必要とする若者の掘り起こしを行っていく。
共通	13 障害保健福祉課 診療の場の確保	子どもの心身の発達を専門とした診療の場を確保する。現在、友愛のさと診療所（浜北区高薗）、子どものこころの診療所（中区鴨江）の2施設が運営されている。	・診療延人数 (友愛のさと診療所) 41,585人 (子どものこころの診療所) 26,297人	・診療延人数 (友愛のさと診療所) 43,805人 (子どものこころの診療所) 26,915人	・診療延人数 (友愛のさと診療所) 43,753人 (子どものこころの診療所) 28,917人	診療待機の緩和に向けて、友愛のさと診療所、子どものこころの診療所のレイアウト変更工事を検討。R5年度に診療スペースの拡充に向け調整。	・新患待機期間 (R4.7月末) 友愛のさと診療所 約9～10ヶ月 子どものこころの診療所 約5ヶ月 引き続き診療待機の緩和に向けて検討する。
	14 子育て支援課 発達障がい相談窓口	市民が身近なところで発達障害に関する相談ができるように、各区の家庭児童相談室（社会福祉課）での相談対応を充実させる。	・相談件数 292件	・相談件数 306件	・相談件数 267件	・各区の家庭児童相談室に、発達相談支援センター「ルピロ」と連携しながら相談対応が図れるよう、周知の機会を設けている。 ・ひきつづき各区の相談員が個別相談対応を行っている。	・各区の家庭児童相談室にて、発達相談支援センター「ルピロ」と連携、協力しながら相談対応を継続し、必要な支援を紹介する。

< 4 > 環境整備

時期	項目	内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」	
共通	15 精神保健福祉センター	ひきこもり相談支援	ひきこもり地域支援センターを開設し、市が主に一次相談を、NPOが訪問支援及び居場所事業を行い、官民協働による相談支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数(実)230人(延)1,766件 NPO法人による訪問(実)13件(延)288件 	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数(実)238人(延)1,688件 NPO法人による訪問(実)12件(延)231件 	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数(実)227人(延)1,719件 NPO法人による訪問(実)14件(延)230件 	<ul style="list-style-type: none"> R4年度「10代の不登校・ひきこもりに悩んでいるご家族の教室」を実施。3回のべ22人が参加。 個別相談やフリースペースを利用する当事者で、発達障害の診断がついている方や特性があると思われる方を対象に、ロールプレイを組み込んだコミュニケーションに焦点をあてたプログラムを実施。6回のべ30人が参加。 相談やフリースペースを利用するひきこもり当事者が自らの興味関心や能力に気づききっかけづくりを目的に、パソコンを利用した「能力開発スキルアップ講座」を実施。6回のべ30人が参加。 	<ul style="list-style-type: none"> 10代家族教室に参加したご家族が、悩みを相談できる場として、個別相談やご家族のつどいの周知を行うとともに、市内で活動するひきこもり家族会との連携を図っていく。 各プログラムに参加した当事者が、参加をきっかけに次のステップに進んでいけるよう、個別相談での振り返りとサポートセッションはままつなどの就労支援機関とも連携を図っていく。

各課の取組状況等について

< 5 > 就労支援

時期	項目	内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」
青年・成人期	1 産業振興課 就労定着支援の充実 <障害者就労支援センター（ふらっと）>	・就労に向けた総合的な支援を行う。 ・本人や事業者、関係機関等からの相談に応じ、職場定着を支援する。	・就職件数 37件 （※発達10件） ・相談件数（延）1,436件 （※発達447件） ・定着支援（延）1,955件 （※発達680件）	・就職件数 28件 （※発達3件） ・相談件数（延）1,447件 （※発達252件） ・定着支援（延）2,791件 （※発達821件）	・就職件数 35件 （※発達8件） ・相談件数（延）1,454件 （※発達517件） ・定着支援（延）2,748件 （※発達835件）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることにより、働きながらも閉塞感や不安を感じる方からの相談が増加している。	引き続き、本人や家族の意向をふまえながら個別に寄り添った支援を行うとともに、企業への支援も行っていく。
	2 障害保健福祉課 障害者雇用に関する企業への支援	障害者雇用を検討又は実施している企業が円滑な障害者雇用を実現及び継続するため、障害者の能力に適した職務の選定や受入体制の整備等について継続的な助言及び支援を行う。	・登録社数 26社 ・支援回数 137回	・登録社数 28社 ・支援回数 123回	・登録社数 38社 ・支援回数 155回	・雇用アドバイザーを配置し、障がい者の雇用・定着・拡大を促進する事業所を対象に総合的なサポートを行う。 ・登録する事業所への障害者雇用、就労、復職全般に関するアドバイスを実施。	・次年度も継続して障害者雇用を促進する事業所への総合的なサポートを行っていく。
	3 産業振興課 早期からの職業適性理解 障害保健福祉課	項目1に準ずる。 項目2に準ずる。					
	4 障害保健福祉課 就労イメージをもったキャリア教育 指導課	イオン株式会社と浜松市における包括連携協定の一環として、市内の事業所における特別支援学校生徒の実習受入マッチングを図る。 中学校の発達支援学級における、働く意欲を高める作業学習や職場体験等の実施	・実習回数 4回 ・実習人数 2人 （3年生0人、2年生2人） ・就職者数 0人	・実習回数 4回 ・実習人数 3人 （3年生2人、2年生1人） ・就職者数 1人	・実習回数 1回 ・実習人数 1人 （3年生1人） ・就職者数 1人	・イオン浜松西店で、浜松特別支援学校3年生の女子1名が、6月13日から6月29日まで職場実習を実施。 ・イオン浜松市野店で浜北特別支援学校2年生の男子1名が、7月4日から7月15日まで職場実習を実施。	・実習期間を十分確保するため、2年生からの実習受入れを継続してもらえるよう依頼していく。

各課の取組状況等について

< 6 > 普及・啓発

時期	項目	内容（事業概要）	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	今年度の実施状況	「課題」や 「来年度の取組」	
青年・成人期	産業振興課	企業への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・就労後の職業生活での自立を図るため、本人や事業者、関係機関等への訪問による相談対応や連絡調整を行い、職場への定着を支援する。 ・障害者雇用に関するセミナーを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への定着支援件数 460件 ・セミナー1回開催 参加者54名 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への定着支援件数 733件 ・セミナー1回開催 参加者51回 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への定着支援件数 747件 ・セミナー1回開催 参加者51名 	<p>R3年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることにより、働きながらも閉塞感や不安を感じる方からの相談が多い。また、転職ではなく、現在の職場に定着するための相談が多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特徴や障害の度合い、本人の個性に対する企業の理解を深め、個々のケースに合った定着支援を行う。 ・就労者と企業の橋渡しをする定着支援を行う。
	障害保健福祉課	ハローワーク浜松管内の企業・求職者を対象とした「障害者雇用支援セミナー」を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者48団体69名 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにてセミナー動画を公開 アクセス数約1200件 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにてセミナー動画を公開 アクセス数約525件 	<p>障害者雇用セミナーを会場において開催</p> <p>参加者 ・38団体 ・58名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響に配慮しながら、会場でのセミナー開催を予定している。 ・これから障害者雇用を検討している主に市内の企業に対し障害者雇用に関する情報を分かりやすく周知していく。 	
共通	子育て支援課	発達障害の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害啓発週間時の展示等、様々な機会をとらえて発達障害に関する正しい情報を提供し、市民への周知を図る。 ・発達障害の特性や早期支援の有効性など、発達障害に関する正しい情報を提供する。 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月ルピロと浜松医大の発達障害啓発週間の研修会を実施した。 ・世界自閉症啓発デーや発達障害啓発週間に市役所に発達障害についての絵画作品の展示にて情報提供を行い、市民の関心や理解を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月も世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間にあわせ、ルピロと浜松医大の研修会を実施する。 ・市民の発達障害についての気付きや理解を高めるため、発達障害に関する情報提供の有効な手段を検討する。
	障害保健福祉課	発達障害の情報提供・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業所フェアは、特別支援学校や発達支援学級等に通う生徒や保護者を対象に、障がい者就労支援施設の活動内容を紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数約500人 	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用による開催は中止、市ホームページにて (1) 福祉サービスについて (2) 一般就労について (3) 障がい者基礎年金についての解説を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、WEBと会場併用での福祉事業所フェアを3月に開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、会場使用による開催を予定していたが、開催時期の調整が難しく、今年度は中止とした。次年度からは、夏休み前の時期に、会場を使用しての開催をして行くこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就労施設の活動やサービスの内容を知ってもらうため、今後も継続的に会場での開催をして行く。

4 令和4年度上半期 浜松市発達障害者に関する統計及び事業実績報告

(1) 令和4年度上半期 発達相談支援センター「ルピロ」事業実績


項目	事業内容	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 上半期実績 [年間計画値]	
1	相談支援 発達支援	4,538件 (延べ件数)	5,409件 (延べ件数)	2,623件 (延べ件数)	
2	相談支援 就労支援				
3	地域住民に対する 普及啓発	2回	1回	1回	
4	関係施設及び関係機関等 に対する普及啓発及び 研修事業	研修講師派遣	11回	7回	6回
		発達障害児保健師研修会	11回	0回	0回
		発達障害児保育者研修会 (基幹的職員研修・保育者研修)	17回	16回	13回
		私立幼稚園向け発達アセスメント研修会	0回	0回	0回
		ペアレントプログラム	29回	26回	4回
		支援者向け研修会	7回	8回	8回
		放課後児童会職員向け研修会	3回	2回	0回
		浜松市教育委員会からの依頼による教員向け研修会	2回	2回	1回
		公立幼稚園発達支援の部屋・個別保育研修 (教員向けの研修)	6回	9回	5回
		療育関連施設事業所向け事例検討会	2回	5回	2回
5	関係施設・関係機関等の 連携	連絡協議会開催	2回	2回	1回
		連絡協議会への参加 (県内・全国・中部北陸ブロック・全国自閉症)	4回	4回	2回
		調整会議	51回	54回	27回
		外国人学校のスクールカウンセラーへのスーパー ビジョン	5回	6回	3回
		機関コンサルテーション	1,064件	976件	501件
6	個別支援のための 調整会議	5回	7回	3回	
7	発達支援広場への 技術援助	141回	174回	89回	
8	子育て支援ひろばへの 技術支援	16回	16回	8回	
9	通訳支援	127件	108件	73件	

そもそもMIMって？

Multilayer Instruction Model 多層 指導 モデル

全体から個へ、すべての子供たちに効果的な指導を隅々まで届けようとする通常の学級における学力指導モデル

「読み」の中でも、特につまづきが多いのが...



特殊音節

(のびる音、つまる音、ねじれる音)
例：「ひこうき」 例：「きって」 例：「きゃべつ」

↓

促音・拗音・長音・拗長音 の丁寧な指導が必要

例「ねこ」「おたけ」「おまんこ」「きゅう」



1st 学びから自信を得る

通常の学級内での効果的な授業

2nd

通常の学級内での補足的な指導と配慮

3rd

集中的、柔軟な形態によるより特化した指導

指導に生かす

指導

科学的根拠に基づく指導法

アセスメント (MIM-PM)

読みの実態把握


効果を確認する

アセスメントと効果的な指導の両輪を働かせる

特殊音節指導のポイント

1st ① ルールの明確化

<従来の指導>



<MIMの指導>

音の確認

↓

視覚化

↓

動作化

↓

文字と音の一致

1st 例：促音の指導

音の確認

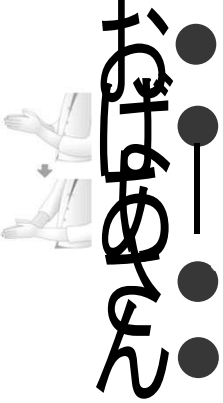
視覚化

動作化

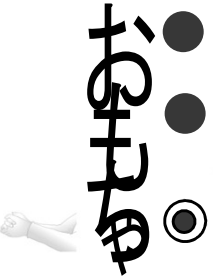
文字と音との対応



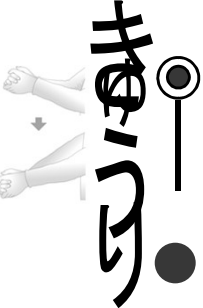
長音



拗音



拗長音



2nd ○ プリントの活用

☆ 苦手なものを集めたプリント
 (例) 拗音だけを集中的に集めたもの

3rd ○ 学習環境の工夫




取り出し指導 ※練習プリント

3rd ○ 教材・教具の工夫 (MIMデジタル)



学習ログが残り、苦手なところを教えてください



MIMデジタル

3rd ○ デジタル版MIMの活用




タブレットの活用 ※全体指導との併用

<成果>

- 実態を把握しながらの指導
- 同じルールや方法での指導

↓

(子供の表れの変化)

- ◇ 言葉への関心が高まった
- ◇ 語をかたまりで捉え、文をすらすらと読める子が増えてきている
- ◇ 表記の違いを自分で直そうとすることができる

発達支援教育進路指導ガイドブック

令和4年度

発達支援学級担任のための 進路指導 Q&A



浜松市教育委員会
教育総合支援センター

【目次】

- Q1. 小学校における進路指導で大切にしたいことを知りたいですか？
- Q2. 中学校における進路指導で大切にしたいことを知りたいですか？
- Q3. 小・中学校卒業後の進学先について知りたいですか？
- Q4. 全日制の課程について知りたいですか？
- Q5. 定時制の課程について知りたいですか？
- Q6. 通信制の課程について知りたいですか？
- Q7. 特別支援学校高等部（知的）について知りたいですか？
- Q8. 特別支援学校高等部（病弱）について知りたいですか？
- Q9. その他の特別支援学校高等部について知りたいですか？
- Q10. 障がいのある方の障害者支援施設や職業訓練校について知りたいですか？
- Q11. 高等専修学校について知りたいですか？
- Q12. 発達支援学級の学習評価と公立高等学校の受検に関することについて知りたいですか？
- Q13. 発達支援学級（自・情）に在籍している本人及び保護者が、全日制の高校受験を希望しています。どのような相談をしたらいいか知りたいですか？
- Q14. 高校入試の時の特別な配慮について知りたいですか？
- Q15. 特別支援学校（知的）高等部の入学方法について知りたいですか？
- Q16. 発達支援学級（知的）中学卒業後の進路状況を知りたいですか？
- Q17. 発達支援学級（自・情）中学卒業後の進路状況を知りたいですか？
- Q18. 特別支援学校（知的）高等部の卒業後の進路を知りたいですか？
- Q19. 障害者手帳は、進路を考える上で必要なことや種類について知りたいですか？
- Q20. 企業就労や福祉就労について知りたいですか？

Q1. 小学校における進路指導で大切にしたいことを知りたいです？

A 将来の社会的自立を考えて、小学校段階では、身辺自立や生活自立することが進路指導の一部と捉え、一つ一つできることを増やしていきましょう。

例えば、学校生活に見通しをもって取り組むこと、あいさつ・返事ができることです。また、友達と仲良く遊んだり、日常生活に必要なきまりを守れるようにしたりすることも大切です。家庭では、規則正しいリズムで家庭生活が送れるように支援しましょう。自立活動の内容や育てたい※8つの力を参考に、個々に合った目標を設定しましょう。 ※8つの力は、社会自立をめざして 発達支援教育進路のてびきを参照

学校と保護者との話し合いを十分に行い、子供の長期的な成長を見据えて「個別の教育支援計画」を作成しましょう。

Q2. 中学校における進路指導で大切にしたいことを知りたいです？

A 将来の社会的自立を考えて、中学校段階では、学習や経験の広がりや深まりを大切にすることが進路指導の一部と捉え、本人の夢や進路希望を十分に聞き取りながら、自分で考え行動できる生徒に育てていきましょう。

※8つの力を参考に、例えば、必要に応じたあいさつや返事ができること、時間を意識して行動できること、個々の発達段階や特性に応じた学習を通して、働く力（学力、体力、意欲、持続力等）を養うことも大切です。

進学や就労のための情報を得て、準備や手続きを行います。福祉サービスの利用のために、身体障害者手帳、療育手帳、受給者証などの交付を受けておくことも必要かもしれません。



Q3. 中学校卒業後の進学先について知りたいです？

A 中学卒業後の進学先は、下図のようになります。生徒の実態やニーズ、保護者の考えなどを踏まえて進学先を決めることが大切です。

中学校

通常の学級

発達支援学級

特別支援学校

弱視、難聴
知的、肢体
自・情

視覚、聴覚
知的、肢体

卒業後

全日制

【Q4】

特別支援学校

知的【Q7】
病弱【Q8】
その他【Q9】

職業訓練校

【Q10】

定時制

【Q5】

障害者支援

施設

【Q10】

通信制

【Q6】

高等専修学校

【Q11】



※特別支援学校高等部では、中3の5月から進路相談が始まり、7月末終了となる等、高等学校受検の流れがより早いため、注意が必要です。

Q4. 全日制の課程について知りたいです？

A 高等学校の課程を修める人のうち、1日5時間から7時間程度勉強に専念する人たちのために設けられた学校を全日制高校と言います。公立と私立がありますが、卒業後の資格は同じです。

主な特徴

- 普通科、専門学科（工業科、商業科など）、総合学科がある。
- 全日制の課程は、3年間である。
- 各学年における習得単位数によって進級が認められる。
- 課外で部活動が行われる。
- 中学校と比べ、一日の授業の時間が長い。教科書が厚く、内容もより高度になっている。進度が早い。



留意点

- 発達支援学級に在籍していても、公立高校の受験はできます（調査書等の質問については、Q12 を参照ください）。私立高校は、直接学校に問い合わせください。
- 合理的配慮の提供については、学校と話し合い、合意形成を図るようにしましょう。
- 小中学校の間に、より大きな集団で学ぶ機会（例えば交流授業）を計画的に設定し、各教科で学習目標の達成をめざしましょう。
- 中学3年生に配られる「公立高校をめざすあなたへ」（静岡県教育委員会発行）に、入試の日程や基礎知識、調査書の様式など書かれています（HPで検索すると見られます）。

Q5. 定時制の課程について知りたいです？

A 夜間その他特別の時間帯において授業を行う制度です。学年制による夜間定時制と単位制による三部制（午前、午前～午後、夜間）の定時制があります。

主な特徴

- 全日制の学校に比べて、原則1日の授業時間が短い場合が多い。
- 仕事をしながら通学している人たちがいる。
- 卒業までに3年以上かかる。
- 中学校の生活スタイルとは異なり、生徒自身が変化への対応や時間の管理が必要となる。



【学年制による 夜間定時制】

浜松北高等学校（普通科）、浜名高等学校（普通科）、新居高等学校（普通科）、
浜松工業高等学校（工業技術科）

学年制とは…各学年における修得単位数によって進級が認められる方式のことです。

【単位制による 定時制】

浜松大平台高校（普通科）※3部制〈午前のみ、午前から午後にかけて、夜間〉

単位制とは…習得単位数の合計により卒業が認定される方式のことです。

留意点

• 学力試験、面接について…詳しくは「公立高校をめざすあなたへ」を御参照ください。

※受験する学校や課程によって、学力検査、作文等が指定されます。

Q6. 通信制の課程について知りたいです？

A 通信の方法を利用しながら高等学校卒業の資格を得る制度です。テキストを使って自宅で学習し、レポートを提出して指導を受けたり、スクーリングを受けたりして決められたテストに合格すれば、単位が取得できます。

主な特徴

- 自分のペースに合わせた学習スタイルで計画的に学習を進めることができる。
- 3年以上在籍し、74単位以上修得することが必要。
また、特別活動30時間以上の出席が必要。
- 仕事をしながら、通信制の課程を受けている人がいる。
- スクーリングで対面授業を受けたり、いろいろな体験活動を実施したりする学校もある。



【単位制による通信制】

公立高校：静岡中央高校 西部キャンパス（新居高校内）

私立の通信制の高校について

浜松市内に数校あり、各校に特徴があり、様々なサポートが行われている。高等学校卒業の資格が取れ、発達支援学級から進学する生徒が増えている。学校によっては、通学して授業を受ける。

入学ガイダンス等に参加して、卒業後のフォローや授業料については、確認するとよい。

Q7. 特別支援学校高等部（知的）について知りたいです？

A 知的発達に遅れのある生徒が学ぶ学校です。将来の社会的自立に向けて、障がい特性に応じた教育を行っています。作業学習中心の教育課程や生活自立に向けた教育課程があります。高等学校と同等の扱いですが、高等学校卒業と同等の単位はとれません。

主な特徴

- 作業学習を中心に「生活や就労に結びつく社会自立を目指した基礎的な力」を学ぶことができる。また、社会に出ていくための力を付ける体験的な学習を行う。
- 工業、農業、裁縫、陶芸、サービス業など個の特性に合った学習を行う。
- 産業現場での実習を行って就労までのステップを積む。
- 入学するためには、中3の5～7月の体験入学や進路相談に参加が必要となる。※スケジュールについては、Q15を参照

- ・浜松特別支援学校
 - ・浜北特別支援学校
 - ・浜松みをつくし特別支援学校
 - ・浜名特別支援学校
 - ・浜松特別支援学校城北分校
- 学区が決まっています。
- 浜松市全区で受検可能です。



※療育手帳は必須ではありませんが、将来の福祉サービスや就労を考えて、取得することが望ましいかもしれません。

Q8. 特別支援学校（病弱）高等部について知りたいです？

A 天竜特別支援学校が該当します。病気のため天竜病院で継続して医療または生活規制が必要な生徒が学んでいます。教科を中心とした学習に加え、自分の病気や病状を理解し、自分の課題への対応や改善の力を身につける「自立活動」を行います。

主な特徴

- 教育課程は、高等学校の普通科文系に近い教科配列。職業教育も取り入れている。
- 大学、専門学校へ進学する生徒、一般企業へ就職する生徒、就労移行支援を利用する生徒など、進路選択の幅は広い。

Q9. その他の特別支援学校高等部について知りたいです？

A 市内には西部特別支援学校（肢体不自由）と浜松視覚特別支援学校があります。聴覚は市内にはなく、沼津聴覚特別支援学校になります。天竜特支と同様に自分の障がいの理解と社会的自立のために「自立活動」が設定されています。

主な特徴

- 肢体不自由特支には高等学校に準じた教育課程のコースと知的障がいを併せもつ生徒のための教育課程（生活中心コース、自立活動中心コース）がある。
- 視覚特支には高等学校に準じた普通科の教育課程の他に専攻科として理療科がある。理療科は高等学校の課程を卒業した者が入学できる。
- 聴覚特支には高等学校に準じた生産応用科（総合ビジネスコース）と特進技能科（普通コース、職業コース）の教育課程がある。※寄宿舍がある。

Q10.障がいのある方の障害者支援施設や職業訓練校について知りたいです？

A 障がいのある方が、職業的に自立できるよう職業訓練を行う施設です。全寮制（一部通学が可能）で職業訓練と生活自立訓練を行う施設があります。入学のため医師の診断書や障害者手帳が必要になります。

障害者支援施設 社会福祉法人聖隷福祉事業団 浜松学園

（旧：静岡県立浜松学園）

障害のある方を対象に、社会人として必要な自立及びコミュニケーション力を養い、個々の能力と適性に応じた作業訓練を行い、2～5年以内に就労を目指す施設。就労スキル・生活スキル・対人スキル・余暇スキル等々の習得にむけた訓練を行う。

※令和4年度から、静岡県より聖隷福祉事業団へ移譲された。入所、通所による就労移行支援や就労継続支援（A・B型）、就労定着支援、生活介護、短期入所等の事業を行っている。利用相談はいつでも受け付けを行っている。

静岡県立あしたか職業訓練校（1年間）



職業人として自立を目指す身体・知的・精神に障害がある方に対して、職業基礎知識と技能を習得することを目的としている。

○生産・サービス科（15歳以上）、コンピュータ科（18歳以上）

○生産・サービス科では、技能訓練、基礎的なパソコン操作、環境美化などの技能を幅広く取得できる。

○授業料が無料で、受講中は訓練手当を支給します。寮を完備している。

○一般企業への就職率がほぼ100%である。

※県内に職業訓練校等他にも数校があります。HPや見学等で御確認ください。

Q11. 高等専修学校について知りたいです？

A 仕事に結びつく専門的な知識や技能を学んだり、実務に役立つ教養を身に付けたりできる学校です。高等専修学校での学習内容は8分野（工業、医療、農業、衛生、教育・社会福祉、文化・教養、商業事務、服飾・家政）あり、専門科目を中心に学びます。

主な特徴

○パソコンや機械関係などが得意で、その方面への進路を考えている場合に
適している。

○高等学校卒業資格や調理師、自動車整備士（3級）、
准看護師、製菓衛生士、理容師・美容師等の資格
が取れる。

○授業料や卒業した時の資格、受検内容など、学
校やコースにより異なる。

※オープンスクール等に参加して確認してください。



○ 浜松市内や県内に数校あります。中学校教員などの問い合わせに訪問による説明や
体験授業など行ってくれる学校もあります。



Q12. 発達支援学級の評価・評定と公立高等学校の受検に関することについて知りたいです？

A 発達支援学級に在籍している児童生徒については、教科ごとに個々の実態に応じた目標設定（個別の指導計画）をした上で、指導をし、評価・評定を行います。したがって、発達支援学級に在籍している児童生徒の評価・評定は、当該学年の通常の学級での教育評価と異なる場合があります。

例えば、自・情学級に在籍し、数学科の授業を通常の学級（交流学級）で受けているとしても、その生徒に対しては「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を基に、数学科における目標を設定しているため、最終的な評価・評定は発達支援学級の担任が行います。ただし、この場合、評価の材料は、数学科の担当と十分共有します。

また、公立高等学校の受検を希望する場合、調査書や※成績一覧表（下の表参照）は学級毎に作成されます。そのため、発達支援学級も一つの学級として作成します。記載する評価・評定においても発達支援学級在籍としての評価・評定となります。生徒の実態によっては、当該学年相当の目標設定における評価・評定が可能な場合や、保護者及び生徒がそれを希望する場合が考えられます。「個別の指導計画」を立てる段階で目標設定や評価・評定について保護者及び生徒に十分に説明し、共通理解を図っておく必要があります。

※「特別支援学級」と記入する

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

令和2年度成績一覧表

校のうち											校
提出先			高等学校						課程		
組番	性別	各教科の学習の記録の評定									備考
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	英語	英語	

この記載事項に誤りがないことを証明する。 令和3年 月 日
中学校名 校長氏名 印

Q13. 発達支援学級（自・情）に在籍している本人及び保護者が、全日制の高校受験を希望しています。どのような相談をしたらいいか知りたいです？

A 相談する学年や個人の実態によって、相談内容は異なります。一例として下記の内容を参考にしてください。

発達支援学級（自・情）に在籍していても、全日制高校を受検することができます。大切なことは、本人にとって、全日制の高校に進むことが、将来の自立につながるか、これまでの少人数と異なり、通常の学級と同様の学習環境の中で継続して通うことができるかどうかをきちんと考えて進路指導していくことが大切になります。



終着点は高校入試ではなく、社会自立できる力の習得です。

小中学校段階では、自立活動の内容を踏まえて「個別の教育支援計画」に目標設定をし、取り組んでいきましょう。通常の学級での交流及び共同学習を通して、集団での適応能力を高めていくことも大切です。その上で、本人との進路相談を進めてください。



Q14. 高校入試の時の特別な配慮（合理的な配慮）について知りたいです？

A 中学校生活において※合理的な配慮を受けており、受験においても特別な配慮（合理的な配慮）を希望する場合は、「受検上の配慮願」を提出することができます。保護者から希望がでた場合は、中学校を通して、受検する学校に相談してください。

※個別の教育支援計画にどのような配慮が必要か明記し、日頃から同様の支援を行っていることが基本となります。

○高等学校の入試における発達障害のある生徒への配慮の事例

（文部科学省 HP より）

- ・別室受験（自閉症、高機能自閉症、LD、アスペルガー症候群、ADHD 等）
- ・試験時間の延長（LD）
- ・集団面接を個人面接で実施（自閉症）
- ・問題用紙の拡大（LD、広汎性発達障害）
- ・問題文の読み上げ（LD）
- ・監督者による口述筆記（LD）
- ・前日に試験場の下見（高機能自閉症）
- ・介助者が同席（自閉症）
- ・保護者の別室待機（ADHD）
- ・面接の順番を早める（高機能自閉症） など



※個々の実態等によっても特別の配慮の有無や内容は変わってきます。県教委や受検する学校に相談をしてください。

Q15. 特別支援学校（知的）高等部の入学方法について知りたいです？

A 詳しくは、静岡県教育委員会が発行している「将来を見すえた進路のために～県立特別支援学校高等部進学用」を参考にしてください。静岡県教育委員会のHPに載っています。

（対象者）

- ① 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもので。
- ② 知的発達の程度が①にあげる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもので。

（教育内容）

- ・職場実習などをおして、自立と社会参加を目指す教育
- ・職業生活や家庭生活に必要な知識や技能や態度の育成



（入学までの流れ）

中2～ 特別支援学校の体験・見学（中2に関しては1月下旬に設定）
～5月 在籍している学校での進路相談（保護者、本人、担任で進路の検討）



5月～7月

特別支援学校での進路相談・体験入学

- ・「個別の教育支援計画」などに基づいて、特別支援学校の先生と進路相談
- ・特別支援学校高等部での学習や生活を体験

◎各特別支援学校が定める期間内に、進路相談・体験入学を必ず受けること。（遅くとも7月末までに）。※実施日は学校で異なる。
※体験を通して、該当生徒が特別支援学校の教育課程が適正かどうか判断される。（募集定員が決まる。）

1月～3月

入学者選考検査の受検 ※実施日は学校で異なります。
合格発表 ※実施日は学校で異なります。

※ 浜松特別支援学校城北分校へ受検される場合は、学区の特別支援学校と城北分校の両方を体験してください。

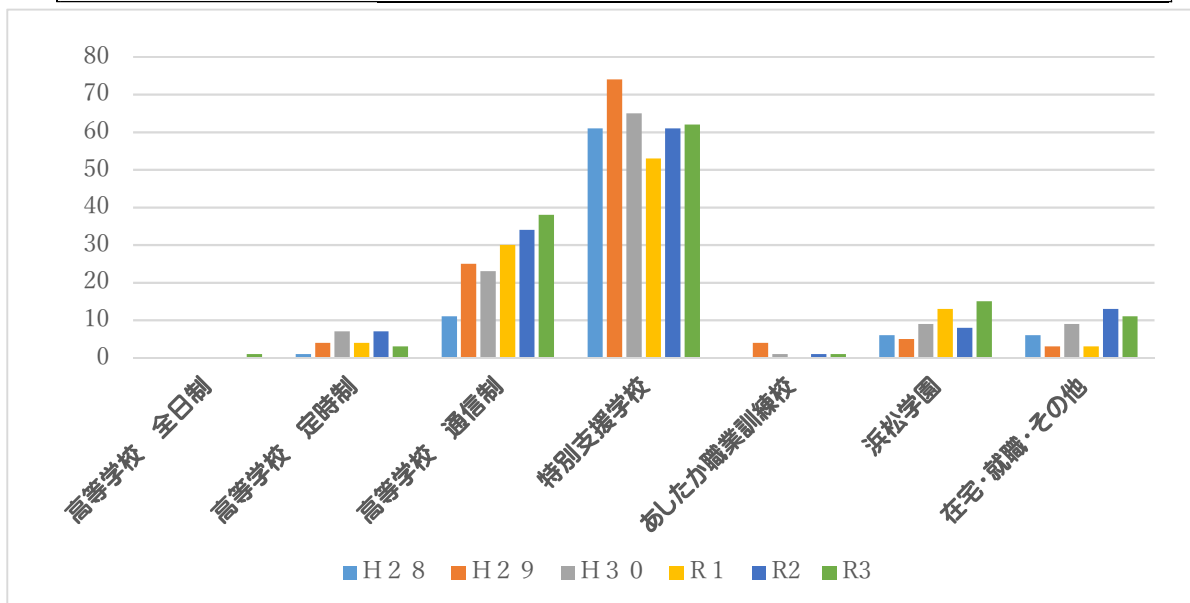
Q16. 発達支援学級（知的） 中学卒業後の進路状況を知りたいです？

A 発達支援学級（知的）に在籍していても、個々の実態や本人・保護者の希望により異なっています。将来どのような仕事に就きたいかを視野に入れて進路選択をしていくことが大切です。



発達支援学級（知的）卒業生の進路状況

	H29	H30	R1	R2	R3
高等学校 全日制	0	0	0	0	1
高等学校 定時制	4	7	4	7	3
高等学校 通信制	25	23	30	34	38
特別支援学校	74	65	53	61	62
あしたか職業訓練校	4	1	0	1	1
浜松学園	5	9	13	8	15
在宅・就職・その他	3	9	3	13	11
（知的）卒業生数	115	114	103	124	131



中学校から情報収集し、浜松市教育委員会指導課がまとめたもの

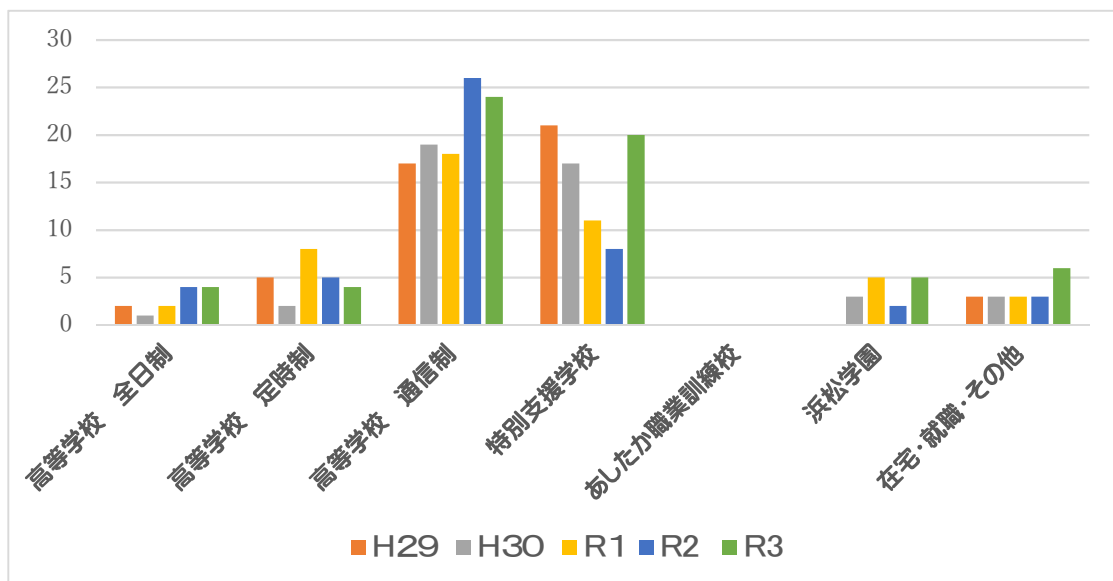
Q17. 発達支援学級（自・情） 中学卒業後の進路状況を知りたいです？

A 発達支援学級（自・情）から、高等学校全日制に進学する生徒が数人います。また、高等学校通信制に進学する生徒が4割程度います。個の特性に合った進学先を選ぶことが大切です。



発達支援学級（自・情）卒業生の進路状況

	H29	H30	R1	R2	R3
高等学校 全日制	2	1	2	4	4
高等学校 定時制	5	2	8	5	4
高等学校 通信制	17	19	18	26	24
特別支援学校	21	17	11	8	20
あしたか職業訓練校	0	0	0	0	0
浜松学園	0	3	5	2	5
在宅・就職・その他	3	3	3	3	6
（自・情）卒業生数	48	45	47	48	63



中学校から情報収集し、浜松市教育委員会指導課がまとめたもの

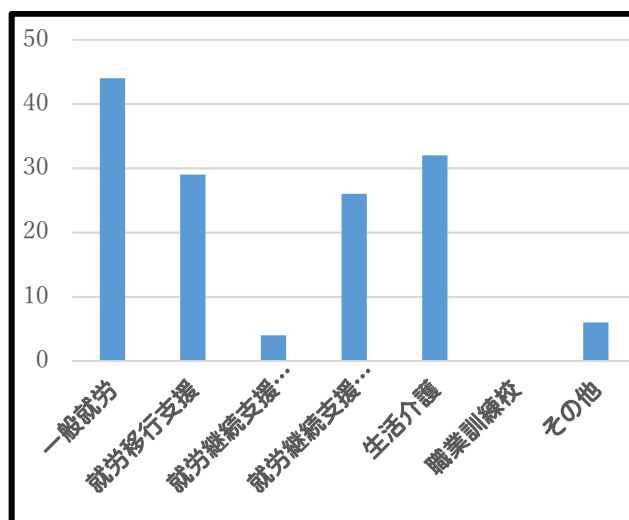
Q18. 特別支援学校（知的）高等部の卒業後の進路を知りたいです？

A 特別支援学校（知的）高等部には、当該校中学部から進学した生徒と中学校から進学した生徒が所属します。〈本調査（R4.2 現在）で、未確定の子が一部います。〉

（浜松特別支援学校、浜松特別支援学校城北分校、浜北特別支援学校、浜名特別支援学校を合算しています。）

特別支援学校（知的）高等部の卒業後の進路

企業就労 （一般・障害者枠）	31%
就労移行支援	21%
就労継続支援 A 型	3%
就労継続支援 B 型	18%
生活介護	23%
職業訓練校	0%
その他	4%



Q19.障害者の手帳の必要性や種類について知りたいです？

A 障害者の手帳を取得することで、福祉サービス、施設利用、一部直接税の減額・免除など多くのサービスを受けられます。また、手帳を取得していることで、20歳から障害者基礎年金を受給できる可能性があります。詳しくは、障害保健福祉課発行「障害福祉のしおり」や浜松市の公式HPを御覧ください。



所得税・市民税、県民税の障害者控除、自動車税の減免、生活保護の障害者加算、鉄道・タクシー・バス等の運賃の割引、NHK受信料の減免など

また、障害者の雇用の促進法等に関する法律により、企業は障害者を一定割合以上の人数（2.3% 2021.4～）、雇用する義務がありますが、手帳を取得していれば、「障害者枠」での就職が可能になります。

療育手帳

- 児童相談所（18歳未満）または知的障害者更生相談所において知的障害であると判断された者に交付されます。
- 標準化された知能検査により測定された知能指数（IQ）を基本として、日常生活における基本動作、介護状態等を勘案して判定を行います。 A…重度 B…その他
- 窓口は、各区役所社会福祉課になります。

身体障害者手帳

- 身体に永続すると認められる障害のある人に対して交付する手帳です。
- 診断書の様式は浜松市が定めたもので、指定医師による診断が必要です。（6か月以内のもの）
- 窓口は、各区役所社会福祉課になります。
- 障害の程度に変化があった場合は等級変更の手続きが必要となります。

障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳

- 精神障害のある人が一定の障害にあることを証明する手帳です。日常生活や社会生活にハンデキャップを持ち、初診日から6か月以上経過した人が申請することができます。
- 診断書の様式は浜松市が定めたもの（精神障害者保健福祉手帳用）が必要です。（作成日から3か月以内のもの）
- 窓口は、各区役所社会福祉課になります。有効期間は2年です。

Q20. 就労について知りたいです？

A 自分に合った仕事に就き、続けることが大事になります。そのため、自分に合った職場や勤務条件が大切です。ハローワーク、特別支援学校、障害者就労支援センター等の紹介を受けて、就職先を決めることになります。

企業就労…一般枠と障害者枠があります。(障害者枠：企業は一定割合以上の人数障害者を雇用する義務があります。この枠で採用を希望する場合、手帳の取得が必要です。)

福祉就労…就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型があります。

就労移行支援…企業就労など希望する方へ、就労に必要な知識や技能を高めるための訓練を行います。原則 2 年以内になっています。

企業就労

一般枠

職の幅は広い。大きな責任のある仕事。
配慮はほぼ無し。給与は高い。

障害者枠

大企業の契約社員が多い。軽作業や簡易な事務。配慮有。契約解除は少ない。



就労移行支援

福祉就労

就労継続支援 A 型

雇用契約を結ぶ。知識や能力の向上のための訓練。最低賃金が保証されている。

就労継続支援 B 型

雇用契約を結ばない。知識や能力向上のための訓練。勤務時間に幅がある。工賃を支給している。

生活介護

常に介護を必要とする方に身辺処理等の介護を行なうと共に、生産活動の機会の提供を行います。

支援配慮が大きくなります





社会自立につながる子供像

～育てたい8つの力～

学力

国語、数学、社会、理科
外国語、保健体育、音楽
美術、技術家庭、
日常生活に必要な知識
など

より豊かに
生きる力
生きがい

コミュニケーション力

話をしっかり聞く
あいさつ、返事
考えや気持ちを伝える
場に応じた言葉遣い
質問・相談ができる

社会適応力

ルール・マナー
集団参加
他者との関わり
協調性

仕事力

正確さ 確実さ
素直さ 実直さ
器用さ 謙虚さ

セルフコントロール力

情緒の安定
変化に対する対応
自己理解

身辺処理力

～からだの真ん中～

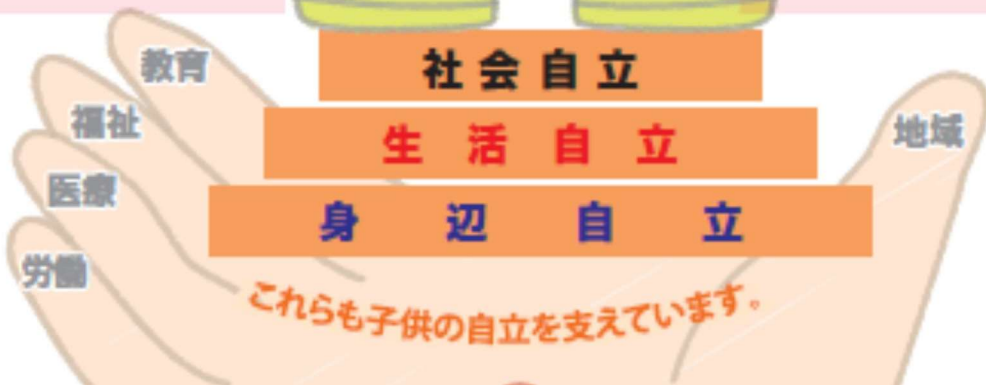
清潔感（入浴、洗濯、身だしなみ）
衣服の着脱、食事（マナー）
排せつ、整理整頓、調理

体力

健康な体
自己管理能力
仕事に耐える持久力

家庭力

安定した生活リズム
親子の信頼関係
余暇活動





しょうがく 1ねんせいの じぶん



くみ ばん

別紙③

1 なりたいじぶんを、かいてみよう！

いえのひとのしるし

ふりかえり

2 1がつきをふりかえろう。

☆自分の気持ちや行動に一番近いところに○をつけよう。	よくできた	できた	すこしできた	もうすこし
①じぶんのおもいを、つたえることができましたか。 				
②じぶんのしたことを、みなおすことができましたか。 				
③めあてをもって、かつどうにとりくむことができましたか。 				
④せいかつのなかで、じぶんのやくわりがわかり、じぶんにできることをかんがえることができましたか。 				

ふりかえり

せんせいから

おうちの人などから

小学2年生の自分

組 番



4つの力



1 1学期の自分の目標を立てよう。こんな自分になりたい！

【なりたい自分】

【そのためにがんばること】



学習・生活・家や地域・習い事・好きなことなどから
がんばることを考えてみよう！

家の人のしるし

ふりかえり

2 1学期のふりかえりをしよう。

☆自分の気持ちや行動に一番近いところに○をつけよう。		よくできた	できた	少しできた	もう少し
① おもいやかんがえを、きいたりつたえたりすることができましたか。					
② じぶんのよいところやせいちょうしたところがわかりましたか。					
③ めあてにむかって、かつどうにとりくむことができましたか。					
④ みぢかなひとびとのおもいをもとに、じぶんにできることを、かんがえることができましたか。					

【ふりかえり】

先生から

家の人などから

小学3年生の自分

組 番



1 1学期の自分の目標を立てよう。こんな自分になりたい！

【なりたい自分】	【そのためにがんばること】

学習・生活・家庭や地域・習い事・資格・好きなことなどから
がんばることを考えてみよう！

家の人のしるし

ふりかえり

2 1学期の振り返りをしよう。

☆自分の気持ちや行動に一番近いところに○をつけよう。		よくできた	できた	少しできた	もう少し
① 相手の思いを考えながら聴き、それをもとに自分の思いや考えを伝えることができましたか。	 <small>わかる力</small>				
② 自分のよさに気付くことができましたか。	 <small>見つめる力</small>				
③ 自分なりのめあてをもって、課題に取り組むことができましたか。	 <small>解決する力</small>				
④ 身近な人々と関わりをもち、身近な仕事と自分の生活とのつながりを考えることができましたか。	 <small>イメージする力</small>				

【ふり返し】

先生から

家の人などから

小学4年生の自分

組 番



1 1学期の自分の目標を立てよう。こんな自分になりたい！

【なりたい自分】	【そのためにがんばること】

学習・生活・家庭や地域・習い事・資格・好きなことなどからがんばることを考えてみよう！

家の人のしるし

ふりかえり

2 1学期の振り返りをしよう。

☆自分の気持ちや行動に一番近いところに○をつけよう。		よくできた	できた	少しできた	もう少し
① 相手の気持ちや考えを理解して、関わることができましたか。					
② 自分のよさや成長に気付き、伸ばそうとすることができましたか。					
③ 目標をもち、計画を立て、解決に向け取り組むことができましたか。					
④ 身近な人々の生き方について関心をもつことができましたか。					

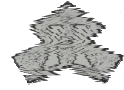
【ふり返り】

先生から

家の人などから

小学5年生の自分

組 番



4つの力



かかわる力



見つめる力



解決する力



イメージする力

1 1学期の自分の目標を立てよう。こんな自分になりたい！

【なりたい自分】

【そのためにがんばること】



学習・生活・家庭や地域・習い事・資格・好きなことなどから
がんばることを考えてみよう！

家の人のしるし

ふりかえり

2 1学期の振り返りをしよう。

☆自分の気持ちや行動に一番近いところに○をつけよう。

よくできた

できた

少しできた

もう少し

①相手の気持ちや考えを理解して、関わり合うことが
できましたか。



かかわる力

②自分の長所と短所を見つめ、自分を高めようとする
目標をもって生活することができましたか。



見つめる力

③進んで課題を見つけ、解決することができましたか。



解決する力

④自分と社会とのつながりについて考え、今後の自分
を見通すことができましたか。



イメージする力

【ふり返り】

先生から

家の人などから

小学6年生の自分

組 番



1 1学期の自分の目標を立てよう。こんな自分になりたい！


【なりたい自分】	【そのためにがんばること】

学習・生活・家庭や地域・習い事・資格・好きなことなどから
 がんばることを考えてみよう！

家の人のしるし

ふりかえり

2 1学期の振り返りをしよう。

☆自分の気持ちや行動に一番近いところに○をつけよう。	よくできた	できた	少しできた	もう少し
①相手の考えを聴き、自分の意見を正確に伝えることができましたか。 				
②自分のことを振り返り、次の行動に生かすことができましたか。 				
③進んで課題を見つけ、計画を立て、課題解決に取り組むことができましたか。 				
④社会における様々な生き方を理解し、自分らしい生き方について考えることができましたか。 				

【ふり返り】




先生から

家の人などから

令和3年度私の「CHALLENGE & CHANGE」

年 組 番 名前

「わた学」の「わたしたちに必要な4つの力」を読んで自分の目標を立てましょう。A～Dで評価しましょう。

「4つの力」と「令和4年3月の私への約束」	 学期	 学期	 学期
人を大切にする力（人間関係形成・社会形成能力）			
自分を大切にする力（自己理解・自己管理能力）			
考える力（課題対応能力）			
チャレンジする力（キャリアプランニング能力）			

令和4年3月の私から令和3年4月の私へ 今年度の私の成長とこれから課題
自分を大切にする力

保護者からのひとこと  担任より

「共生・自立」 縦割活動と学校行事(体育大会 & 怒濤祭)

年 組 番 名前

出場した種目



縦割集団の目標 考える力

体育大会の縦割活動で学んだこと・気づいたこと
人を大切にする力

体育大会を振り返って 自分を大切にする力



合唱曲・自分の役割

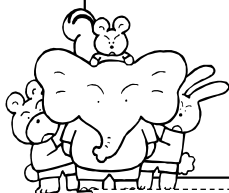


合唱コンクールを振り返って 自分を大切にする力



怒濤祭で学んだこと・気づいたこと 人を大切にする力

「共生」の中で学んだこと・課題
人を大切にする力



「自立」のために 自分を大切にする力



保護者からのメッセージ



学年行事(自然体験活動・野外活動・修学旅行)

年 組 番 名前

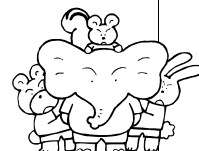
スローガン

考える力
私の目標



私の成長・よかったところ
自分を大切にする力

みんなの成長・よかったところ
人を大切にする力



私の課題・成長に向けて
自分を大切にする力

みんなの課題・成長に向けて
人を大切にする力



私の役割 自分を大切にする力

一番心に残ったこと チャレンジする力



体験から学んだこと 考える力

保護者からのメッセージ



しのささ学習・進路学習(防災・職場体験・地域学習)

年 組 番 名前

学習を始める前の自分の考え・疑問・思い 考える力



どんな活動をしたか

活動でお世話になった方々
人を大切にする力



活動の中で心に残ったこと
チャレンジする力

活動から学んだこと 考える力



【学習を終えて】これからの生活の中で 考える力



保護者からのメッセージ



令和 4 年度 浜松市発達障害者支援地域協議会「就労部会」報告

1. 開催日時 令和 4 年 12 月 23 日（金） 15 時 00 分～16 時 30 分
2. 開催場所 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」 会議室
3. 参加者
 - ・大場 義貴（聖隷クリストファー大学社会福祉学部 教授）
 - ・内山 敏（発達相談支援センター「ルピロ」 所長）
 - ・鈴木 厚志（京丸園株式会社 代表取締役）
 - ・鈴木里江子（浜松公共職業安定所 主任就職促進指導官）
 - ・鈴木 純一（浜松商工会議所中小企業相談所 所長）
 - ・鈴木 修（特定非営利活動法人「くらしえん・しごとえん」 代表理事）
 - ・遠藤 知子（障害者就労支援センター「ふらっと」 就労支援員）
 - ・加藤 寛盛（地域若者サポートステーションはままつ 総括コーディネーター）
 - ・事務局（産業振興課、障害保健福祉課、子育て支援課）
4. 概要

令和 4 年度第 1 回浜松市発達障害者支援地域協議会において、超短時間雇用について浜松市ではどのように取り組んでいくのかを部会で協議することの提案があり開催。

 - (1) 超短時間雇用について東大先端研と行政の取組内容を確認
 - (2) 障害者就労支援センターや地域若者サポートステーションはままつ等の就労支援機関から短時間就労の支援の状況報告
 - (3) 浜松商工会議所中小企業相談所から産業界等における短時間雇用の状況報告
 - (4) 短時間雇用のメリット・デメリットを整理
 - (5) 今後の取組について

5. 協議内容

(1) 超短時間雇用について

東京大学先端科学技術研究センター准教授が提唱、川崎市や神戸市等が共同開発し、週 20 時間未満（雇用保険適用外、法定雇用率算定外）の職務を明確に定義した雇用を促進することで、障害者雇用施策にある問題の「①働きたいが長時間働けない障害者の機会格差②一般就労との賃金格差③メインストリームからの排除傾向」の解決に向けた超短時間雇用の取組内容を事務局から説明

(2) 就労支援機関による短時間就労の支援状況について

【浜松市障害者就労支援センターふらっと】

- ・現在、短時間就労の方は 16 名いる。
- ・障害の種別は精神 10 名、発達 5 名、知的 1 名
- ・業種は、飲食、清掃、農業、小売、製造など

【くらしえん・しごとえん】

- ・雇用保険法の「職場適用援助者（ジョブコーチ）」による国の制度に基づいた支援事業を行っている。
- また、厚生労働省が定める研修を行う民間の研修機関として、厚生労働省指定の職場適応援助者養成研修の実施及び事業主と障害者等の職場適応支援を行っている。
- ・雇用保険法適用外となる週 20 時間未満の就労については、支援の対象外である。

【地域若者サポートステーションはままつ】

- ・昨年度就労した 94 名のうち 43 名が週 20 時間未満の就労
- ・就労内容は、販売の品出し、掃除、農業、運送などで、一般の求人のなかで、個々の特性に合いそうな求人にアプローチしている。
- ・短時間就労の方を継続的に支援する中で、業務量をどうするか等相談しながら本人に適した生活を支援している。

【その他就労支援】

- ・しずおかジョブステーション西部では、高齢者から短時間就労の希望があるが 1 割程度
- ・なかぼつ「だんだん」では、短時間就労の希望者はほとんどない。
- ・産業雇用安定センターでは、高齢者（60～70 歳）に限り短時間就労の支援を行うが希望者は少ない。
- ・静岡障害者職業センターでは、短時間就労の希望者はあまりない。

(3) 産業界における短時間雇用の状況について

【浜松商工会議所中小企業相談所】

- ・企業は法定雇用率を達成することを意識している。
- ・市内のほとんどの事業所は常用雇用者 43.5 人以下で対象外となる。

(4) 短時間雇用のメリット・デメリットについて

メリット

- ・就労しやすくなり、就労機会が増える。
- ・本人に適した働き方が選択できる。
- ・社会的役割や所属を得ることができる。
- ・人材獲得、労働力の確保につながる。
- ・新たな発想によるイノベーションの創出、生産性の向上が期待できる。

デメリット

- ・雇用保険適用外。
- ・法定雇用率算定外。
- ・収入が少ない。他の収入源がないと自立が難しい。
- ・キャリアアップにつながりにくい。

(5) 今後の取組について

- ・現在、短時間での就労を希望する方にはそれぞれの機関で個別に寄り添った支援をしており、効果的だと考えられる。浜松市においては、東京大学先端科学技術研究センターと共同研究している自治体のような支援機関のセンター化ではなく、引き続き各支援機関の個別対応により、必要に応じて週 20 時間未満等の短時間就労の支援に取り組んでいく。

(6) その他 委員からの意見

- ・発達障害者が働く上での課題は「できるけど疲れる」「発揮できる時間が短い」など人それぞれであるが、特性があってもともに社会参加していける仕組みづくりが必要。そのために市の現状を把握するデータを集め、分析する必要がある。
- ・本人のスキルアップを中心とした支援ではなく、当該者に合った就労を探すため、様々な企業で就業体験ができる仕組みがあるとよい。
- ・子どもの頃から働くということを学ぶ機会を設けていくことが大切。
- ・企業にとっては、法定雇用率を達成するために取り組んでいる実態があることから、労働力不足を補う一つの対応策として、多様な人材が活躍できる場を整備することの重要性を周知・啓発していくことも有効ではないか。